

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について

令和6年6月5日
大通達甲(生)第8号ほか
警察本部長から生活安全部
人身安全・少年課長、刑事
部刑事企画課長、刑事部捜
査第一課長、各警察署長宛
て

(概要)

この通達は、子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について定めたものである。